

大人用

**「長久手市こどもの権利条例（案）」について
皆さんから、ご意見を募集します！**
実施期間：令和8年4月18日(土)～5月18日(月)

本市では、こども一人ひとりの権利を大切にするまちを目指し、「長久手市こどもの権利条例」の制定に向けた取組を進めています。

このたび、条例（案）を作成しましたので、より良い条例とするため、別紙（案）について、多くの市民の方からご意見を募集します。

回答フォーム：電子申請システムから回答

<https://logoform.jp/form/qbGK/1476987>

（電子データでご覧の方は↑をクリック）



持 参：必要事項を記載し、「長久手市役所子ども政策課」窓口へ提出

郵 送：〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60-1

長久手市役所 子ども政策課 ※令和8年5月18日(月) 消印有効

F A X：0561-63-2100

メール：kodomoseisaku@nagakute.aichi.jp

※提出された意見に対し、個々への回答は行いません。

※意見された方の名前、住所は公表しません。

長久手市子ども部子ども政策課

☎0561-56-2555

◆意見の提出ができる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者

◆必要記載事項

提出様式は任意ですが、次の1から7の該当する事項を明記してください。なお、録音テープ、点字、代筆による提出も受け付けています。

- (1) 住所または所在地
- (2) 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 連絡先（電話番号またはメールアドレス）
- (4) 市内に事務所または事業所を有するときはその所在地及び名称
- (5) 市内に在する事務所若しくは事業所に勤務している場合は、その名称と所在地
- (6) 市内に在する学校に在学している場合は、その名称と所在地
- (7) 利害関係を有する者にあつては、その利害関係を有する事実

※ (4)から(7)までについて、市内に住所を有する場合は、記入不要。

◆条例制定に向けた取組の背景

平成元年、国連総会において、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されました。また、国内ではこどもの権利を尊重し、健やかな成長を支えることを目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行され、さらに同年12月には「こどもまんなか社会」の実現に向け「こども大綱」が策定されました。

本市でも市長公約として令和8年度中の条例制定を掲げ、令和6年度から、こどもの権利の「普及啓発」「意見聴取」を目的とした取組や、こども会議委員を中心に「長久手市こどもの権利条例」の制定に向けた話し合いを進めてきました。

本条例では、こどもの権利に関する理念を明確化し、大人やこどもに対する、こどもの権利の普及啓発や、こどもや関係機関等の意見を聞く取組を進めることで、こども一人ひとりの権利が尊重され、こどもが健やかに成長できるまちを目指します。

（平成元年、国連総会で採択された）

子どもの権利条約の考え方

子どもの権利条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなく、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているという点が、子どもの権利条約の特徴です。

◆条例制定に向けた主な取組

○意見聴取

<p>★こども Web アンケート 子ども</p> <p>市内の小学5年生全児童、市内の中学2年生全生徒を対象に、普段の生活や気持ちに関するアンケートを実施しました。</p>	<p>★こどもや大人へのヒアリング 子ども 大人</p> <p>児童養護施設のこどもや日本語が上手に話せない外国籍のこども、その関係者や児童館スタッフ等に、こどもの権利について、ヒアリングしました。</p>
<p>★「こどもの権利」モヤっとさがし 子ども 大人</p> <p>「こどもの権利」に関する「モヤっと」することを大人やこどもに、フセンに書いてもらいました。</p>	<p>★こどもインタビューin 児童館 子ども</p> <p>市内の全小学区の児童館等に出向いて、こどもたちに「こどもの権利」に関するインタビューを実施しました。</p>

○検討・話し合い

<p>★こども会議 子ども</p> <p>市内在住の、小学6年生から高校生までの27人（令和8年3月末時点）で、グループワーク等を通して、条例に盛り込みたい内容について話し合いました。</p>	<p>★条例アドバイザー 専門家</p> <p>条例の作成にあたっては、愛知教育大学の村田先生、愛知県立大学の村田先生から専門的なアドバイスを受けながら、条例づくりを進めました。</p>
<p>★子ども・子育て会議 大人</p> <p>学識経験を有する者、子どもの保護者、福祉・保健・医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者、公募による市民等で構成する会議で、条例の内容について検討しました。</p>	<p>★庁内検討会議 行政</p> <p>福祉、教育、地域共生など、多様な分野の担当が集まり、条例に盛り込むべき内容について、横断的に検討しました。</p>

◆条例の構成

- この条例は、前文¹及び本則²で構成しています。
- 前文は、「条例に込める思い」を示しています。
- 第1章（第1条・第2条）総則では、条例の目的や用語の意義、基本理念について定めています。
- 第2章（第3条－第8条）では、「こどもの大切な権利」について定めています。
- 第3章（第9条－第13条）では、第2章で定めた「こどもの権利」を踏まえ、「こどもの権利の保障における役割」について定めています。
- 第4章（第14条－第20条）では、第2章と第3章を踏まえ、「こどもの権利」を守るために行うことについて定めています。
- 第5章（第21条－第23条）では、施策の推進について定めています。

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 こどもの大切な権利(第3条－第8条)

第3章 こどもの権利を保障するための役割(第9条－第13条)

第4章 基本的な施策(第14条－第20条)

第5章 施策の推進(第21条－第23条)

¹「前文」・・・本則の前に置かれ、その条例の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章

²「本則」・・・条例の本体の規定

長久手市こどもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 こどもの大切な権利（第3条—第8条）

第3章 こどもの権利を保障するための役割（第9条—第13条）

第4章 基本的な施策（第14条—第20条）

第5章 施策の推進（第21条—第23条）

附則

こどもは、生まれたときからひとしく一人の人間として自分らしく幸せに生きる権利を持っています。また、それぞれが様々な個性や能力を持ち、誰もが夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれています。そして、自分の権利が尊重される経験を通して、ほかの人の権利も大切にすることを学びます。そうした多様な経験の積み重ねが、豊かな人間性を育み、命を大切にすることへと成長することができます。

長久手市は、こどもが社会の一員であることを理解し、市民とともに、こどもの声に耳を傾け、全てのこどもが自立した個人として将来にわたり心豊かで健やかに育つまちを目指します。また、自ら声を上げることができずにいるこどもや置かれている環境、人間関係等で生きづらさを抱えるこどもに寄り添い、こどもにやさしいまちとなるよう、この条例を定めます。そして、次に掲げるこどもの思いが実現できるまちづくりに努めます。

「私たちが幸せに生きるために大切だと思うことは、こどもとおとながお互いに尊重しあうことです。それにより、こども同士もお互いを尊重し、より良い関係をつくることができます。そして、一人ひとりがやりたいことを、みんなで応援できるまちにしていきたいです。」

第1章 総則

（目的及び基本理念）

第1条 この条例は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、全てのこどもの幸せのために、こどもの大切な権利を明らかにし、その権利を保障することを目的とします。

2 この条例の目的を実現するために、次に掲げることを基本理念とします。

- (1) こどもに関することを決めるときは、こどもにとって最善の利益を優先して考えること。
- (2) こども自身が自分の意見を自由に表明することができ、その意見が一人ひとりの発達に応じて尊重されること。
- (3) おとなとこどもは、お互いに尊重しあうこと。

- (4) こどもが失敗を恐れず挑戦し、夢や希望を抱くことができる環境づくりに努めること。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の人その他これらの人とひとしく権利を認めることが適当である人をいいます。
- (2) 学校等施設関係者 学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設、保健医療施設、公園その他のこどもが育ち、学ぶために利用する施設で市内にあるもの（以下「学校等施設」という。）を運営し、又は学校等施設において事業若しくは活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。

第2章 こどもの大切な権利

(安全と安心が守られる権利)

第3条 こどもは、安全と安心が守られるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) 清潔で健康に過ごすことができる適切な衣食住があること。
- (3) 育ててくれる人がいて、安全な場所があり、安心して過ごすことができること。
- (4) 適切な医療や教育が受けられること。
- (5) プライバシーが守られること。
- (6) 差別を受けないこと。
- (7) 個性や環境に応じた支援を受けられること。
- (8) いじめ、犯罪、虐待、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第4条 こどもは、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを表すこと。
- (3) 自分に関することの決定に、自分が関わることができ、その際に適切な情報が得られ、助言及び支援を受けられること。

(豊かに育つ権利)

第5条 こどもは、様々な経験をして豊かに育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 遊んだり、学んだりすること。
- (2) 多様な人たちとふれあうこと。
- (3) 芸術、文化、スポーツ及び自然にふれること。
- (4) 夢を持ち、挑戦すること。また、失敗しても再び挑戦すること。

(心と体を休める権利)

第6条 こどもは、心身ともに健やかであるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 心と体を休めること。
- (2) 自由な時間があること。

(参加する権利)

第7条 こどもは、自ら社会活動に参加するために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 仲間をつくり、集うこと。
- (2) 社会参加への適切な情報及び支援が受けられること。

(意見を表明する権利)

第8条 こどもは、意見を表明するために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の意見を表明できる機会があること。
- (2) おとなの意見と同じように、こどもの意見が尊重されること。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(こどもの役割)

第9条 こどもは、自分の権利を正しく理解するとともに、ほかの人にも権利があることを認識し、いじめや差別をしない等、ほかの人の権利も尊重するよう努めるものとします。

2 こどもは、その発達に応じた責任ある行動をするよう努めるものとします。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、そのこどもの養育について責任を持ち、次に掲げること努めるものとします。

- (1) こどもの考えや気持ちを受け止め、一人ひとりの発達に応じて養育すること。
- (2) 一人ひとりのこどもの個性を認め、それを伸ばしていけるよう見守ること。
- (3) こどもの夢や挑戦を応援し、失敗しても再び挑戦することができるように、こどもを支えること。

(学校等施設関係者の役割)

第11条 学校等施設関係者は、その運営又は事業若しくは活動に当たっては、こどもが健やかに成長できるよう、次に掲げること努めるものとします。

- (1) こどもが相談しやすい雰囲気づくりを行うこと。
- (2) こどもが自分らしく豊かに育つ環境づくりを行うこと。
- (3) こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるよう、一人ひとりの発達に応じて必要な支援を行うこと。
- (4) 困難を抱えるこどもの早期発見に努め、解決に向けた必要な支援と対策を行うこと。
- (5) こどもの権利を理解するための研修に参加し、又は従事者にその研修の機会を与えること。

(6) 市と連携し、こどもが安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進すること。

(市民の役割)

第12条 市民は、こどもを社会の一員として認め、こどもが安全に安心して健やかに過ごせるように、それぞれの立場で、次に掲げることに努めるものとします。

- (1) こどもを思いやり、温かく見守ること。
- (2) 地域の安全な環境づくりを推進すること。
- (3) 多様な世代やこども同士の交流の機会をつくること。
- (4) 雇用する労働者が安心して子育てができる職場環境づくりを推進すること。

(市の責務)

第13条 市は、こどもの権利が保障されるよう、こどもの視点を尊重した上で、次に掲げることに留意し、こどもに関する施策を実施します。

- (1) 保護者、学校等施設関係者及び市民がそれぞれの役割を果たすことができるように必要な支援を行うこと。
- (2) 社会的養護その他の様々な状況のもとにあるこどもに配慮すること。

第4章 基本的な施策

(理解促進)

第14条 市は、こどもの権利の理解促進を図るため、次に掲げることについて必要な支援を行います。

- (1) こどもが学校等施設において、こどもの権利について学ぶこと。
- (2) 市民が行事等において、こどもの権利について学ぶこと。
- (3) 市民がこどもの権利について理解を深めるための活動を行うこと。

(こどもに関わる人への支援)

第15条 市は、困難を抱える子育て家庭に対して、必要に応じて継続した支援を行います。

2 市は、学校等施設関係者及びその従事者が、こどもの健やかな育ちに取り組む上で必要な知識を習得できる機会を設けるとともに、これらの者がこどもと向き合う上で生じる悩みごとや困りごとの相談への対応及び助言をします。

(有害又は危険な環境からの保護)

第16条 市は、保護者、学校等施設関係者及び市民と連携し、こどもが環境汚染、過激な暴力、性的な情報、犯罪その他の身体的又は精神的に有害又は危険な環境に接することがないように努めます。

(相談体制の整備)

第17条 市は、こどもやこどもに関わる人が、こども自身の悩みやこどもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備します。

(権利侵害からの救済)

第18条 市は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関等と連携し、必要な支援を行います。

(居場所づくり)

第19条 市は、子どもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる、一人ひとりの発達に応じた適切な居場所づくりを進めます。

(意見表明)

第20条 市、学校等施設関係者及び市民は、それぞれの立場で、子どもが利用する施設、子どもが参加する行事等において、子どもが意見を表明できる機会を設けるものとします。

第5章 施策の推進

(関係機関等との連携)

第21条 市は、子どもに関する施策を推進するため、必要に応じて国、愛知県及び関係機関等と連携し、調整します。

(子どもに関する計画の策定)

第22条 市は、子どもの意見を聞き、子どもに関する施策の総合的な推進を図るための計画を定めます。

(普及啓発)

第23条 市は、子どもの権利及び子どもの権利についての施策について、子どもに分かりやすく伝え、保護者、学校等施設関係者及び市民の理解を深めるため、定期的に広報及び啓発を行います。

2 市は、前項の規定による普及啓発活動に、子どもが参加することができるよう努めます。

附 則

この条例は、令和8年〇月〇日から施行する。

前文について

こどもは、生まれたときからひとしく一人の人間として自分らしく幸せに生きる権利を持っています。また、それぞれが様々な個性や能力を持ち、誰もが夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれています。そして、自分の権利が尊重される経験を通して、ほかの人の権利も大切にすることを学びます。そうした多様な経験の積み重ねが、豊かな人間性を育み、命を大切にすることへと成長することができます。

長久手市は、こどもが社会の一員であることを理解し、市民とともに、こどもの声に耳を傾け、全てのこどもが自立した個人として将来にわたり心豊かで健やかに育つまちを目指します。また、自ら声を上げることができずにいるこどもや置かれている環境、人間関係等で生きづらさを抱えるこどもに寄り添い、こどもにやさしいまちとなるよう、この条例を定めます。そして、次に掲げるこどもの思いが実現できるまちづくりに努めます。

「私たちが幸せに生きるために大切だと思うことは、こどもとおとながお互いに尊重しあうことです。それにより、こども同士もお互いを尊重し、より良い関係をつくることができます。そして、一人ひとりがやりたいことを、みんなで応援できるまちにしていきたいです。」

【解説】

- ・長久手市が目指すこどもを大切にすまちな姿や考え方を示したものです。
- ・「こどもの権利が尊重され、こどもが健やかに育つことができるまち」を目指すことを掲げています。
- ・前文の最後に掲げている文章は、市内在住の小学6年生から高校生までのこども会議委員が主となって考えた文章です。条例に込める思いを表しています。

条例制定の目的及び基本理念について（第1条）

- 1 この条例は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、全てのこどもの幸せのために、こどもの大切な権利を明らかにし、その権利を保障することを目的とします。
- 2 この条例の目的を実現するために、次に掲げることを基本理念とします。
 - (1) こどもに関することを決めるときは、こどもにとって最善の利益を優先して考えること。
 - (2) こども自身が自分の意見を自由に表明することができ、その意見が一人ひとりの発達に応じて尊重されること。
 - (3) おとなとこどもは、お互いに尊重しあうこと。
 - (4) こどもが失敗を恐れず挑戦し、夢や希望を抱くことができる環境づくりに努めること。

用語の定義について（第2条）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の人その他これらの人とひとしく権利を認めることが適当である人をいいます。
- (2) 学校等施設関係者 学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設、保健医療施設、公園その他のこどもが育ち、学ぶために利用する施設で市内にあるもの（以下「学校等施設」という。）を運営し、又は学校等施設において事業若しくは活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。

安心と安全が守られる権利（第3条）

こどもは、安全と安心が守られるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) 清潔で健康に過ごすことができる適切な衣食住があること。
- (3) 育ててくれる人がいて、安全な場所があり、安心して過ごすことができること。
- (4) 適切な医療や教育が受けられること。
- (5) プライバシーが守られること。
- (6) 差別を受けないこと。
- (7) 個性や環境に応じた支援を受けられること。
- (8) いじめ、犯罪、虐待、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守られること。

こどもの声

ワークショップなどから ～こどもにとって大切な権利とは何か～

- 「安心安全でいられる」「帰るところがある」「育ててくれる人がいる」「健康でいられる」
- 「家の中で安心して寝ることができる」「自分の部屋がある」「いじめをなくしてほしい」
- 「悪いことから守られる」

自分らしく生きる権利（第4条）

こどもは、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを表すこと。
- (3) 自分に関することの決定に、自分が関わることができ、その際に適切な情報が得られ、助言及び支援が受けられること。

こどもの声

ワークショップなどから ～こどもにとって大切な権利とは何か～

- 「好きなものを否定されない」「自分の個性を表現できる」「自分の考えを持つことができる」
- 「大人がこどもに意見を押しつけないこと」

豊かに育つ権利（第5条）

こどもは、様々な経験をして豊かに育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 遊んだり、学んだりすること。
- (2) 多様な人たちとふれあうこと。
- (3) 芸術、文化、スポーツ及び自然にふれること。
- (4) 夢を持ち、挑戦すること。また、失敗しても再び挑戦すること。

こどもの声

ワークショップなどから ～こどもにとって大切な権利とは何か～

「学ぶことができる」「自分のやりたいスポーツができる」「公園で遊ぶことができる」

「みんなと楽しく遊ぶことができる」「やりたいことに挑戦できる」「夢を持つことができる」

「失敗しても再び挑戦することを応援してもらえる」

心と体を休める権利（第6条）

こどもは、心身ともに健やかであるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 心と体を休めること。
- (2) 自由な時間があること。

こどもの声

ワークショップなどから～こどもにとって大切な権利とは何か～

「一人の時間をもつことができる」「自分のために使える時間がある」

「習い事が忙しすぎて友達と遊ぶ時間が無いのは良くない」

参加する権利（第7条）

子どもは、自ら社会活動に参加するために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 仲間をつくり、集うこと。
- (2) 社会参加への適切な情報及び支援が受けられること。

こどもの声

ワークショップなどから ～子どもにとって大切な権利とは何か～

「地域のボランティア活動をする」「好きなことや趣味をみんなと共有できる」

「ルール等を決めるのは大人だけではなく、子どもも一緒に考える」

意見を表明する権利（第8条）

子どもは、意見を表明するために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の意見を表明できる機会があること。
- (2) おとなの意見と同じように、こどもの意見が尊重されること。

こどもの声

ワークショップなどから ～子どもにとって大切な権利とは何か～

「自分の考えを考えたままにせず、その考えを発言できる」

「感じている思いや考えを発言できる」

「こどもの意見が尊重される」「こどもの話を大人がしっかり聞いてくれる」

「どうせ無理って大人は子どもに言わないこと」

こどもの役割（第9条）

- 1 こどもは、自分の権利を正しく理解するとともに、ほかの人にも権利があることを認識し、いじめや差別をしない等、ほかの人の権利も尊重するよう努めるものとします。
- 2 こどもは、その発達に応じた責任ある行動をするよう努めるものとします。

こどもの声

ワークショップなどから ～こどもにとって大切な権利とは何か～

「自分がされて嫌なことを他人にはしてはいけない」「みんなで助け合うこと」

「人の意見を否定しないこと」

保護者の役割（第10条）

保護者は、そのこどもの養育について責任を持ち、次に掲げることに努めるものとします。

- (1) こどもの考えや気持ちを受け止め、一人ひとりの発達に応じて養育すること。
- (2) 一人ひとりのこどもの個性を認め、それを伸ばしていけるよう見守ること。
- (3) こどもの夢や挑戦を応援し、失敗しても再び挑戦することができるように、こどもを支えること。

こどもの声

ワークショップなどから ～こどもにとって大切な権利とは何か～

「親の機嫌によってできることと、できないことがあるのは良くない」

「目標を応援してもらえること」「やりたい習い事をやらせて欲しかった」

「理不尽に怒られないこと」「部活動の送迎をしてもらえた」

学校等施設関係者の役割（第11条）

学校等施設関係者は、その運営又は事業若しくは活動に当たっては、子どもが健やかに成長できるよう、次に掲げることに努めるものとします。

- (1) 子どもが相談しやすい雰囲気づくりを行うこと。
- (2) 子どもが自分らしく豊かに育つ環境づくりを行うこと。
- (3) 子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるよう、一人ひとりの発達に応じて必要な支援を行うこと。
- (4) 困難を抱える子どもの早期発見に努め、解決に向けた必要な支援と対策を行うこと。
- (5) こどもの権利を理解するための研修に参加し、又は従事者にその研修の機会を与えること。
- (6) 市と連携し、子どもが安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進すること。

こどもの声

ワークショップなどから ～子どもにとって大切な権利とは何か～

「先生のおかげで、ちゃんと謝ることができた」「分からないことを教えてもらえる」

大人の声

ヒアリングなどから ～こどもの権利を守るために大切なこと～

「こどもの話が話を職員が初めから否定しないこと」

「子どもが話しやすい雰囲気をつくること」

市民の役割（第12条）

市民は、子どもを社会の一員として認め、子どもが安全に安心して健やかに過ごせるように、それぞれの立場で、次に掲げることに努めるものとします。

- (1) 子どもを思いやり、温かく見守ること。
- (2) 地域の安全な環境づくりを推進すること。
- (3) 多様な世代や子ども同士の交流の機会をつくること。
- (4) 雇用する労働者が安心して子育てができる職場環境づくりを推進すること。

市の責務（第13条）

市は、こどもの権利が保障されるよう、こどもの視点を尊重した上で、次に掲げることに留意し、こどもに関する施策を実施します。

- (1) 保護者、学校等施設関係者及び市民がそれぞれの役割を果たすことができるように必要な支援を行うこと。
- (2) 社会的養護その他の様々な状況のもとにあるこどもに配慮すること。

第4章 基本的な施策

理解促進（第14条）

市は、こどもの権利の理解促進を図るため、次に掲げることについて必要な支援を行います。

- (1) こどもが学校等施設において、こどもの権利について学ぶこと。
- (2) 市民が行事等において、こどもの権利について学ぶこと。
- (3) 市民がこどもの権利について理解を深めるための活動を行うこと。

こどもに関わる人への支援（第15条）

- 1 市は、困難を抱える子育て家庭に対して、必要に応じて継続した支援を行います。
- 2 市は、学校等施設関係者及びその従事者が、こどもの健やかな育ちに取り組む上で必要な知識を習得できる機会を設けるとともに、これらの者がこどもと向き合う上で生じる悩みごとや困りごとの相談への対応及び助言をします。

有害又は危険な環境からの保護（第16条）

市は、保護者、学校等施設関係者及び市民と連携し、こどもが環境汚染、過激な暴力、性的な情報、犯罪その他の身体的又は精神的に有害又は危険な環境に接することがないように努めます。

こどもの声

ワークショップなどから ～こどもにとって大切な権利とは何か～

「こどもが安心して過ごせること」「正直すぎるこどもが社会でだまされないようにする」

「こども全員が正しい情報が得られる」

「こどもが安心して学校へ行けるようにボランティアの人がいる」

大人の声

ヒアリングなどから ～こどもの権利を守るために大切なこと～

「困った時に頼れる大人や支援機関の存在」

相談体制の整備（第17条）

市は、こどもやこどもに関わる人が、こども自身の悩みやこどもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備します。

こどもの声

ワークショップなどから ～困った時の相談について～

「相談する時はプライバシーが守られる静かな場所で」

「1対1の2人きりで、きちんと話を聞いてほしい」

大人の声

ヒアリングなどから ～こどもの権利を守るために大切なこと～

「小さなこどもであっても、考えや思いを持っているので、その情報を誰に、どこまで共有してよいか確認すること」

権利侵害からの救済（第18条）

市は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関等と連携し、必要な支援を行います。

居場所づくり（第19条）

市は、子どもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる、一人ひとりの発達に応じた適切な居場所づくりを進めます。

こどもの声

ワークショップなどから ～子どもにとって大切な権利とは何か～

「楽しい時、落ち着ける時は、家族といる時、友達と遊んでいる時、静かな部屋でくつろいで過ごす時」

意見表明（第20条）

市、学校等施設関係者及び市民は、それぞれの立場で、子どもが利用する施設、子どもが参加する行事等において、子どもが意見を表明できる機会を設けるものとします。

大人の声

ヒアリングなどから ～子どもの権利を守るために大切なこと～

「施設で過ごすルールや遊び等を子ども達と話し合っで決める」

関係機関等との連携（第21条）

市は、子どもに関する施策を推進するため、必要に応じて国、愛知県及び関係機関等と連携し、調整します。

子どもに関する計画の策定（第22条）

市は、子どもの意見を聞き、子どもに関する施策の総合的な推進を図るための計画を定めます。

普及啓発（第23条）

- 1 市は、子どもの権利及び子どもの権利についての施策について、子どもに分かりやすく伝え、保護者、学校等施設関係者及び市民の理解を深めるため、定期的に広報及び啓発を行います。
- 2 市は、前項の規定による普及啓発活動に、子どもが参加することができるよう努めます。

大人の声

ヒアリングなどから ～子どもの権利を守るために大切なこと～

「効果的な啓発方法は、学校等での学びの機会や、子どもへの支援現場での声かけ、対話」